

矢部川学識者懇談会
計画段階評価手続きについて

平成30年10月9日

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所

計画段階評価の手続きについて

「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づき、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を実施する。

○対象とする事業及び実施時期

- ・国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業(下表)
- ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

○実施手続、結果等の公表

- ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- ・評価の実施主体は、評価に必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は、対応方針を決定する。
- ・評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果等を公表する。

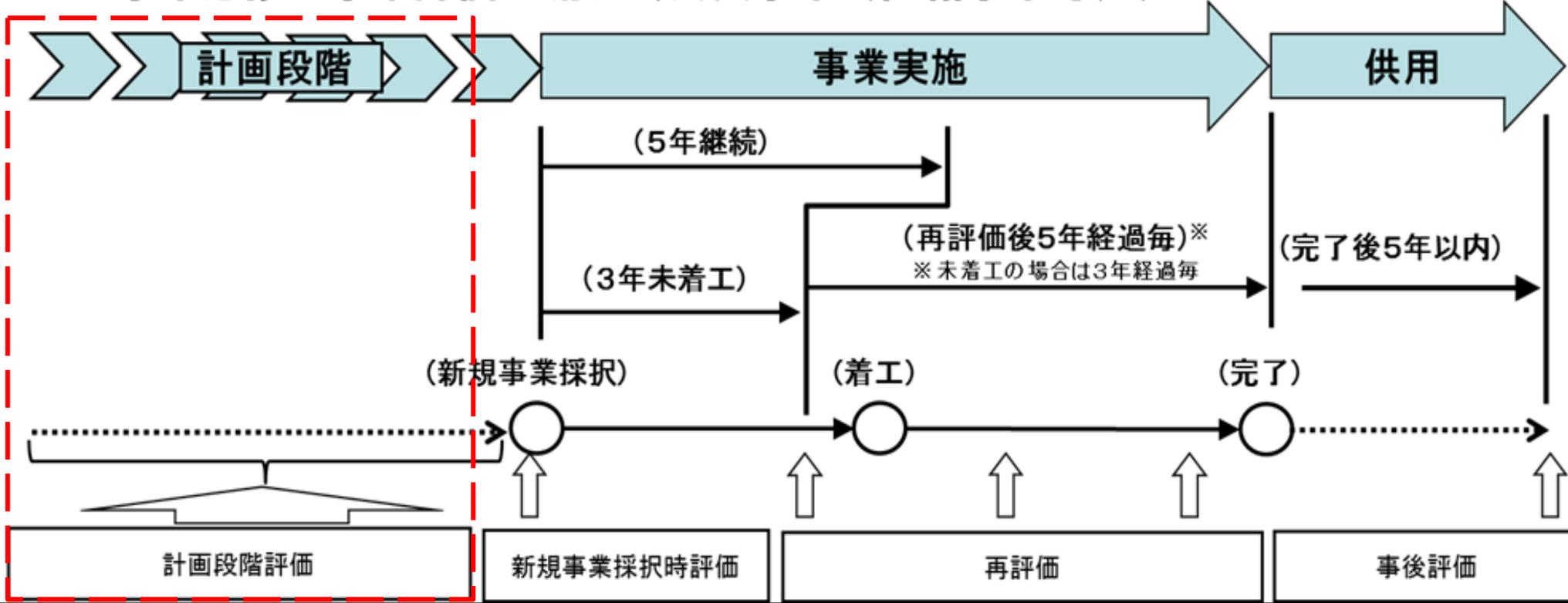
○評価手法の策定

- ・事業種別ごとに評価手法を策定する。

○評価の視点

- ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・政策目標を明確化する。
- ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

<事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等））>



【計画段階評価】 新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】 事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】 事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

目的
公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

